

武蔵野東小学校いじめ防止基本方針

I. 武蔵野東小学校では、東京都のいじめ防止対策推進基本方針に則って、いじめの防止を推進していく。

II. それに加えて、次のような本校の方針を定める。

(1) いじめの認識

- ① 混合教育をして心を育てることに力を入れている本校であっても、いじめはいつおきてもおかしくないと認識する。
- ② いじめられた側の気持ちから、いじめかどうかを判断しなければならないという考え方を繰り返し認識する。

(2) いじめに関する学校の方針

- ① いじめが起きない教育環境づくりを目指す。
- ② いじめを早期に発見できる教育体制をつくる。
- ③ いじめを早期に解決する対応力を強化する。

(3) いじめが起きない教育環境づくり

- ① いじめ防止に関するカリキュラム
 - ・ ところの授業
 - ・ 総合
 - ・ ホームルーム
 - ・ そのほか
- ② 子どもたちとの約束
 - ・ いじめをしない。(加害者の立場)
 - ・ いじめについて見ぬふりしない。(傍観者の立場)
 - ・ いじめられたと思ったら、黙っていない。(被害者の立場)
- ③ 安心できるクラスづくり
 - ・ いじめが起きないような人間関係を作り上げる。
 - ・ 相手の立場を尊重する。
 - ・ 対立する意見がでたときにも、相手も自分も納得できる答えを導き出す習慣をつける。
 - ・ 教師の児童に対する叱責が、いじめのきっかけにならないように注意する。

(4) いじめを早期に発見できる教育体制

- ① いじめ防止委員会
 - 主任会に参加している職員を委員会のメンバーと定める。
 - 委員長は校長とする。 年3回委員会を開催する。
 - 重篤ないじめの場合は即座に委員会を開催し対応を検討し実行する。
 - 年度末、4月～3月までのいじめの発生件数や具体的な内容を確認する。
- ② 児童へのアンケート・個人面談
- ③ 保護者との個人面談

(5) いじめを早期に解決する対応力の強化

- ① 学年や学校全体で、解決に向けての対応をする。
- ② 早期解決事案があれば、それを参考に対応をする。
- ③ 双方の保護者と、連携・協調して対応する。

(6) いじめに関する研究・研修を充実させる。

(平成26年12月31日制定)